

第 11 節の 3 特定小規模施設用自動火災報知設備

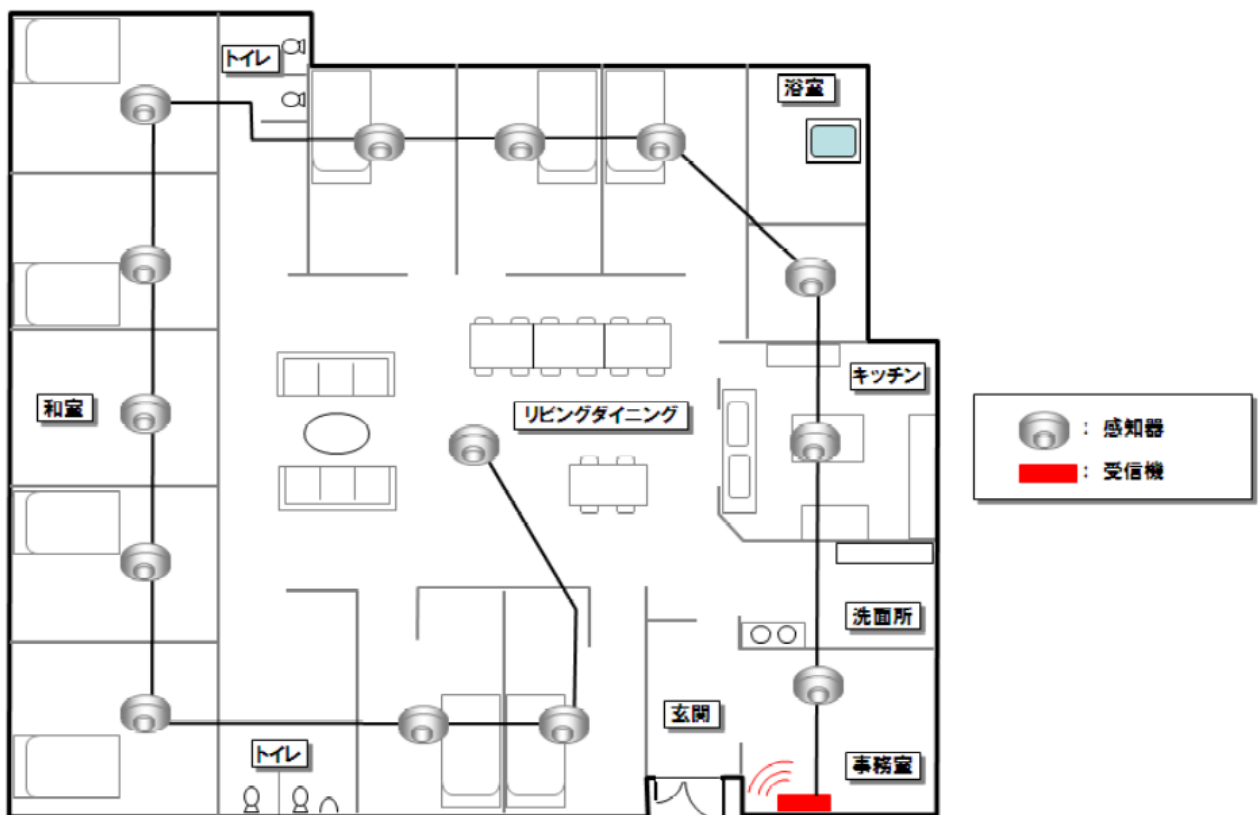
1 特定小規模施設用自動火災報知設備

自動火災報知設備は、受信機を中心として信号のやり取りや電力の供給、火災時の警報や表示を行うシステムとなっており、その作動の流れは、感知器から（必要に応じ中継器を介して）火災信号を受信機へ送り、受信機の表示機能により防災センター等において火災の発生を表示及び警報するとともに、受信機の地区音響鳴動装置により防火対象物内に配置された地区音響装置を鳴動して警報を発するものであり、特定小規模施設用自動火災報知設備は、従来の自動火災報知設備と次の点において異なること。

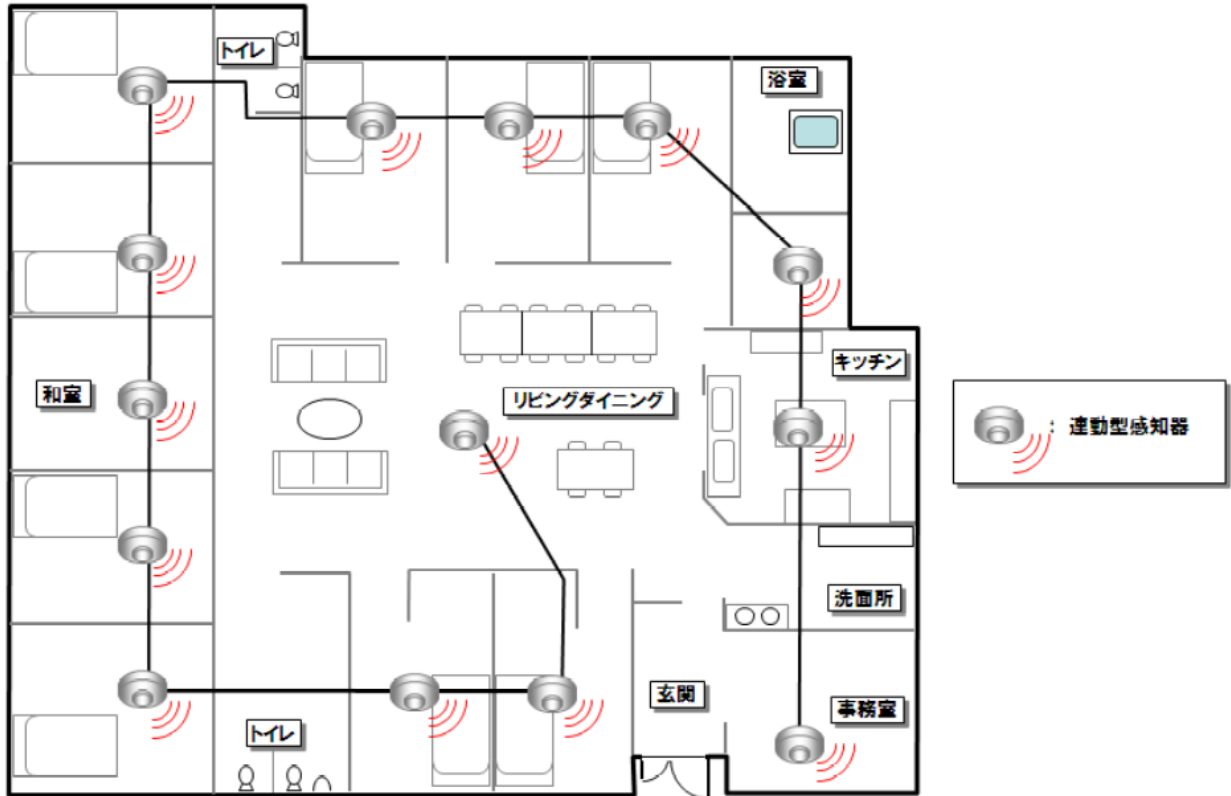
- (1) 個々の感知器の警報を連動させることにより、施設全体に火災の発生を報知することができること。
- (2) 建築物の構造等にかんがみ、逃げ遅れ防止の観点で特に重要と考えられる場所に感知器を設け、受信機での感知場所の表示は、必ずしも要さないこと。
- (3) 電源供給やシステムの状態確認など受信機が担っているシステムが他の方法でも確保できる場合は、受信機の設置を必ずしも要さないこと。

2 主な構成

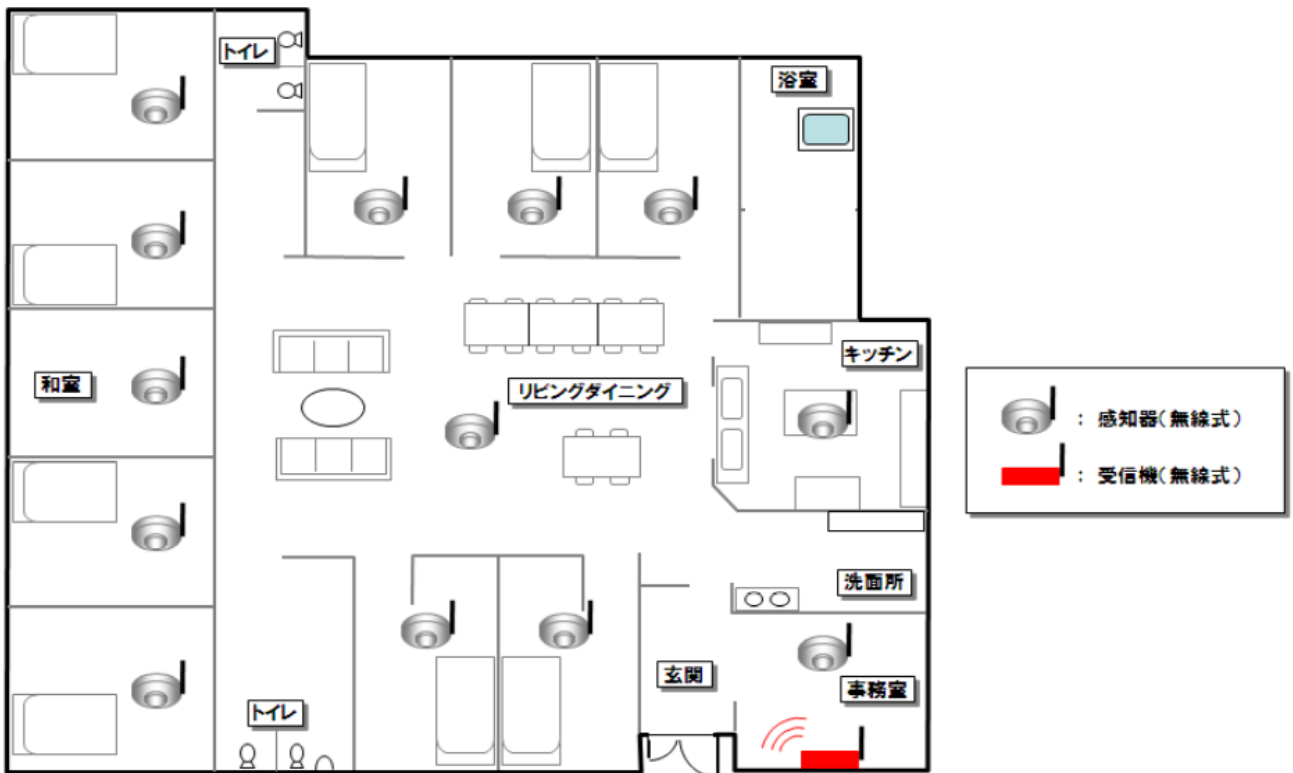
- (1) P型2級受信機のうち接続することができる回線が一の受信機を設けた特定小規模施設用自動火災報知設備



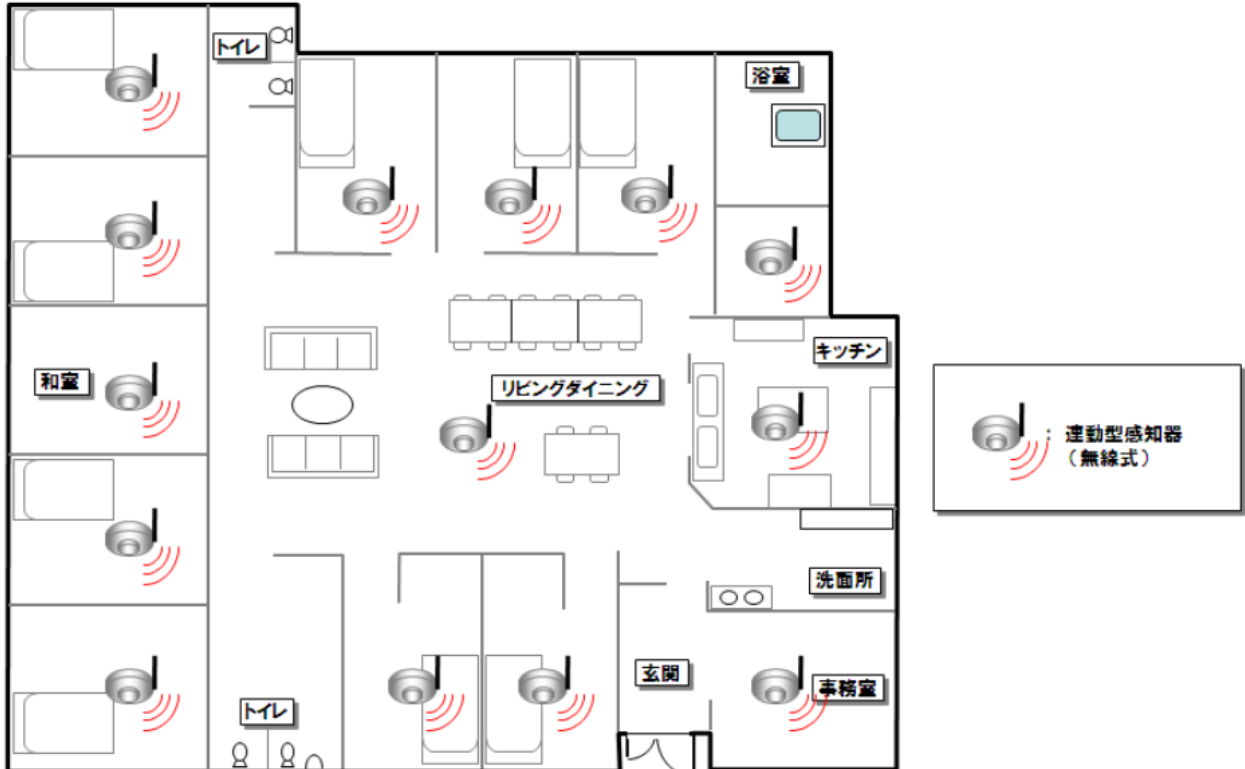
(2) 連動型感知器による特定小規模施設用自動火災報知設備



(3) 無線式の感知器及び受信機による特定小規模施設用自動火災報知設備



(4) 無線式の連動型感知器による特定小規模施設用自動火災報知設備



3 用語例

(1) 「特定小規模施設」とは、次に掲げる防火対象物であって、規則第 23 条第 4 項第 7 号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものをいう。

ア 次に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が 300 ㎡未満のもの。

(ア) 令別表第一 (2) 項二に掲げる防火対象物

(イ) 令別表第一 (5) 項イ、(6) 項イ (1) から (3) まで及び (6) 項ロに掲げる防火対象物

(ウ) 令別表第一 (6) 項ハに掲げる防火対象物 (利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

イ 令別表第一 (16) 項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの (延べ面積が 300 ㎡以上のものにあつては、規則第 13 条第 1 項第 2 号に規定する小規模特定用途複合防火対象物 (令第 21 条第 1 項第 8 号に掲げる防火対象物を除く。)) であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分 (同項第 5 号及び第 11 号から第 15 号までに掲げる防火対象物の部分を除く。) 及び規則第 23 条第 4 項第 1 号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。)

(ア) 令別表第一 (2) 項二に掲げる防火対象物

(イ) 令別表第一 (5) 項イ、(6) 項イ (1) から (3) まで及び (6) 項ロに掲げる防火対象物

(ウ) 令別表第一 (6) 項ハに掲げる防火対象物 (利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

ウ 令別表第一 (16) 項イの用途に供されるもので、以下の (ア) から (ウ) に適合するもの

- (ア) 延べ面積が 300 m²以上 500 m²未満
 - (イ) (5) 項イ及びロ以外の用途に供される部分が存しない
 - (ウ) (5) 項イの用途に供される部分の床面積が 300 m²未満
- (2) 「特定小規模施設用自動火災報知設備」とは、特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

4 警戒区域

警戒区域は、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号。以下「特定小規模施設省令」という。）第 3 条第 2 項第 1 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 1 号の規定により、特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この項において同じ。）は、令第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定の例によることとなるため、2 の階にわたる特定小規模施設については、階段室等も含めて全体を一の警戒区域（一辺の長さが 50m 以下に限る。）とすることができるものであること。
- (2) 警戒区域は、第 11 節自動火災報知設備を準用すること。

5 受信機

受信機を設ける場合は、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 20 年消防庁告示第 25 号。以下「特定小規模施設用自火報告示」という。）第 2 第 5 号の規定によるほか、次によること。

- (1) すべての感知器が連動型感知器であって、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができること。
- (2) 受信機は、第 11 節自動火災報知設備を準用すること。

6 感知器

特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 2 号及び特定小規模施設用自火報告示第 2 第 1 号に規定する感知器は、次によること。

(1) 感知器の選択

ア 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いることができる感知器は、スポット型感知器又は炎感知器とされていること。

イ スポット型感知器を壁面に設置する場合は、特定小規模施設省令第 3 条第 2 項第 2 号の規定により有効に火災の発生を感知することができるように設けなければならないことから、特に定温式のものについては公称作動温度が 65℃以下で特種のものとする必要があること。

ウ 感知器の選択は、第 11 節自動火災報知設備を準用すること。ただし、特定小規模施設のうち令別表第一 (6) 項ロ又はハに存する台所は、特に一般住宅における規模及び環境に類するものであることにかんがみ、「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使

用すること」とある場所には、原則該当しないものとして、取り扱って差し支えないこと。

(2) 感知器の設置を要する場所

感知器は、次に掲げる場所の天井又は壁（アに掲げる場所（床面積が 30 m²以下のものに限る。）の壁に限る。以下この項において同じ。）の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。

ア 建基法第 2 条第 4 号に規定する居室及び床面積が 2 m²以上の収納室

イ 倉庫、機械室その他これらに類する室

ウ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（前 3（1）ア（ア）、イ（ア）及びウに掲げる防火対象物の内部に設置されている場合に限る。）

(3) 感知器の取り付け面の高さの取り扱いは、第 11 節自動火災報知設備を準用すること。

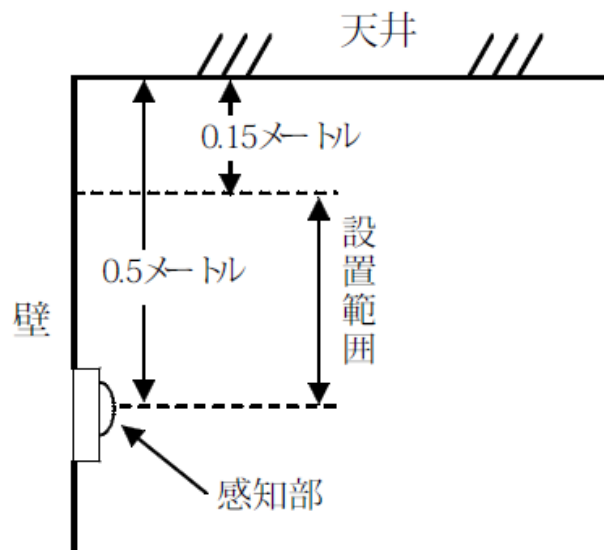
(4) 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器（以下この（4）において単に「感知器」という。）の設置方法は、次によること。

ア 感知器の設置方法は、第 11 節自動火災報知設備を準用すること。

イ 感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下この項において同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。

(ア) 壁又ははりから 0.4m 以上離れた天井の屋内に面する部分

(イ) 天井から下方 0.15m 以上 0.5m 以内の位置にある壁の屋内に面する部分



(5) 煙感知器の設置方法は、次によること。

ア 煙感知器の設置方法は、第 11 節自動火災報知設備を準用すること。

イ 煙感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

(ア) 壁又ははりから 0.6m 以上離れた天井の屋内に面する部分

(イ) 天井から下方 0.15m 以上 0.5m 以内の位置にある壁の屋内に面する部分

(6) 熱煙複合式スポット型感知器の設置方法は、次によること。

ア 熱煙複合式スポット型感知器の設置方法は、第 11 節自動火災報知設備を準用すること。

イ 熱煙複合式スポット型感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域（それぞれ壁又は取付け面から0.4m（煙感知器を設ける場合にあつては、0.6m）以上突出したはり等によって区画された部分をいう。）ごとに、その有する種別及び取付け面の高さに応じて規則第23条第4項第3号口及び第7号ホの表で定める床面積のうち最も大きい床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設け、かつ、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。

(ア) 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分

(イ) 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分

(7) 警報機能付感知器の設置方法は、次によること。

ア 火災信号又は火災情報信号を受信機、感知器等へ発信する機能を有し、法第17条第1項に規定する消防用設備等として構成されるものであり、かつ、令第37条第4号に規定する火災報知設備の感知器として検定対象機械器具等の感知器として感知器等規格省令に適合することが必要となるものであり、令第37条第7号に規定する住宅用防災警報器（以下この項において「住警器」という。）と異なるものであること。

なお、住警器との製品上の判別については、警報機能付感知器及び連動型感知器は法第21条の9第1項に規定する型式適合検定に合格したものである旨の表示が付されているほか、感知器等規格省令第43条第1号ヨ又はタの規定により、「警報機能付」又は「連動型警報機能付」と表示が付されることになっていることから、これにより確認が可能であること。

イ 規則第23条第4項第7号の6イから二のいずれかに該当する連動型感知器は、令第21条に規定する自動火災報知設備の感知器として用いることができず、特定小規模施設用自動火災報知設備における感知器としてのみ用いることができるものであること。当該連動型感知器には、感知器等規格省令第43条第1号レの規定により「特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない旨」が表示されることになっていることから、これにより製品上の判別が可能となるものであること。

7 中継器

中継器は、特定小規模施設用自火報告示第2第2号の規定によるほか、第11節自動火災報知設備を準用すること。

8 発信機

発信機は、特定小規模施設用自火報告示第2第9号の規定によるほか、次によること。

(1) すべての感知器が連動型感知器であつて、警戒区域が一の場合で、受信機を設けない場合には、発信機を設けないことができること。

また、P型2級受信機で接続することができる回線が一のもの、P型3級受信機、GP型2級受信機で接続することができる回線が一のもの又はGP型3級受信機に設ける場合については、規則第24条第8号の2の規定により、発信機を要しないものであること。

(2) 発信機は、第11節自動火災報知設備を準用すること。

9 地区音響装置

地区音響装置は、特定小規模施設用自火報告示第2第8号の規定によるほか、次によること。

- (1) すべての感知器が連動型感知器であって、警戒区域が一の場合で、受信機を設けない場合には、地区音響装置を設けないことができること。

また、P型2級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型3級受信機、GP型2級受信機で接続することができる回線の数が一のもの又はGP型3級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合については、規則第24条第5号の規定により、地区音響装置を要しないものであること。

- (2) 地区音響装置は、第11節自動火災報知設備を準用すること。

10 電源

常用電源及び非常電源は、特定小規模施設用自火報告示第2第6号及び第7号の規定によるほか、次によること。

- (1) 常用電源

ア 自動火災報知設備の常用電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとされているところ、電力が正常に供給されていることを確認することができる場合あっては、分電盤との間に開閉器が設けられていない一般の屋内配線からとることができるほか、一次電池を電源とすることができること。

この場合において、一次電池を電源とする連動型感知器が有効に作動できる電圧の下限值なった場合には、当該連動型感知器を交換するか、又は、電池を交換すること。

イ 交流低圧屋内幹線

自動火災報知設備の常用電源を交流低圧屋内幹線から供給する場合は、第11節自動火災報知設備を準用すること。

ウ 蓄電池

自動火災報知設備の常用電源を蓄電池から供給する場合は、第11節自動火災報知設備を準用すること。

- (2) 非常電源

ア 受信機を設けない場合において、次のア又はイのいずれかに該当するときは、それぞれア又はイに定める電池を非常電源とすることができる。

(ア) 連動型感知器の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が連動型感知器を有効に作動できる電圧の下限值となった旨を72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又は音響により伝達した後、当該連動型感知器を1分間以上有効に作動することができるとき。

(イ) 連動型感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いるものである場合において、当該電源が停電した後、連動型感知器を10分間以上有効に作動することができる容量の電池が設けられているとき（電源が停電した時、自動的に電源から非常電源に切り替えられ、かつ、電源が復旧した時、自動的に非常電源から電源に切り替えられるときに限る。）。

イ 受信機を設ける場合は、第11節自動火災報知設備を準用すること。

11 配線

配線は、特定小規模施設用自火報告令第2第3号の規定によるほか、次によること。

- (1) 特定小規模施設用自火報告令第2第3号の規定する「感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できる措置」とは、受信機において断線等が確認できる場合のほか、連動型感知器により受信機の設置を要しない場合に、当該連動型感知器自体に断線等があった場合に電源灯の消灯等により、断線等を確認できるように措置されたものが該当するものであること。

なお、従来どおり送り配線の方式でも構わないこと。

- (2) 配線は、第11節自動火災報知設備を準用すること。

12 無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備

無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備は、特定小規模施設用自火報告令第2第4号の規定によるほか、第11節の2無線式自動火災報知設備を準用すること。